

# 平成23年第1回上里町議会定例会会議録第5号

平成23年3月22日(火曜日)

本日の会議に付した事件

日程第35 一般質問について

日程第40 (町長提出議案第30号)上里町固定資産評価員の選任について

日程第41 (町長提出諮問第1号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第42 (町長提出諮問第2号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第43 (町長提出諮問第3号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第44 (町長提出諮問第4号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第45 (町長提出諮問第5号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第46 (選挙第6号)児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙について

日程第47 議会運営委員会委員の選任について

日程第48 (意見書第5号)東日本大震災に伴う被災者支援と被災地復興のために迅速な対応を求める意見書(案)

日程第36 (請願第4号)環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への加入に反対する請願書

(陳情第4号)環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書の提出について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君

11番 高橋 仁君

12番 伊藤 裕君

13番 根岸 晃君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	清水澄雄君	健康保険課長	高杯一美君
まち整備課長	岩田貞祐君	産業振興課長	吉田雅幸君
下水課長	豊田昇君	人権共生課長	山田和雄君
学校教育課長	山口正彦君	生涯学習課長	庄邦雄君
中央公民館長	柴崎久男君	水道課長	飯塚邦男君
指導室長	丸山修君	図書館長	澁澤秀実君
資料館長	外尾常人君	老人福祉センター所長	関根信夫君
会計管理者	戸矢三樹男君		

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 次長 須田孝史

## 開 議

午前9時23分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

開会の冒頭に当たり、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北・関東地方の多くの地域で甚大な被害が出ております。特に東北地方の太平洋沿岸地域では、地震に伴う大津波により、その状況は壊滅的な事態となっております。被災された地域の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を望むものであります。

また、今回の大震災での行方不明者は1万人を超え、数多くの尊い命が失われました。上里町議会は、今回の大震災で被災に遭われ、犠牲になられた方々に、心から御冥福とお悔やみを申し上げます。

黙祷を行いますので、御起立をお願いいたします。

黙祷。

黙祷を終わります。着席してください。

## 日程第35 一般質問について

議長（伊藤 裕君） 日程第35、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、6名の議員から一般質問の通告があり、16日、17日の2日間の日程で予定していましたが、延期して本日に組み入れました。

しかしながら、本定例会の一般質問については、14日に開催した議会運営委員会及び全員協議会で協議され、これまでに類を見ない非常事態で、住民生活への対応を最優先すること、計画停電の実施による住民の問い合わせや今後の不測の事態に職員が対応に専念できるようにしておく必要があることなどから、一般質問は中止することで議員全員の理解をいただきました。お諮りいたします。

本定例会の一般質問を中止とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、一般質問は中止となりました。

暫時休憩いたします。

午前9時27分休憩

午前9時30分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第30号 上里町固定資産評価員の選任について、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上の6件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号 上里町固定資産評価員の選任についての件、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第40 町長提出議案第30号 上里町固定資産評価員の選任について

議長（伊藤 裕君） 日程第40、町長提出議案第30号 上里町固定資産評価員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） どうも皆さん、おはようございます。

御提案申し上げました議案第30号について、固定資産評価員の選任についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

本町評価員山下精治氏が平成23年3月21日限りで辞職したことに伴い、新たに固定資産評価員を選任する必要があるため本案を提出するものでございます。

次に、議案の内容について説明を申し上げます。

固定資産評価員については、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任すると地方税法に規定されております。従来から副町長がこの職を兼ねており、また高野副町長は、固定資産の評価に関する知識及び経験等もあり評価員に適任でありますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 上里町固定資産評価員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定をしました。

日程第41 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第42 町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第43 町長提出諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第44 町長提出諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第45 町長提出諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第41、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第42、町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第43、町長提出諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第44、町長提出諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第45、町長提出諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上の5件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、諮問第1号から諮問第5号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 御提案申し上げました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

人権擁護委員の櫻井よし子氏が本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する櫻井よし子氏について御紹介を申し上げます。

櫻井よし子は、大字神保原1002に在住し、昭和20年12月12日生まれの65歳です。現在、人権擁護委員1期目で、集会所、隣保館でカラオケ教室の講師を担当しており、地域活動に積極的に取り組まれ、人権問題にも詳しいことから、引き続き再任を推薦するものです。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議を賜りまして、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、御提案申し上げました諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

人権擁護委員の杉山悦子氏が本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する杉山悦子氏について紹介を申し上げます。

杉山悦子氏は、大字七本木2641番地に在住し、昭和21年1月31日生まれの65歳です。現在、人権擁護委員1期目で、長年の教職経験を生かして人権教室等、児童・生徒のいじめ問題に取り組んでおられ、引き続き再任を推薦するものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見をいただきたく、ここに提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、提案申し上げました諮問第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

人権擁護委員の堀口正治氏が本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任として吉澤英彰氏の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する吉澤英彰氏について御紹介を申し上げます。

吉澤英彰氏は、大字勅使河原848に在住し、昭和26年9月11日生まれの現在59歳です。農業に従事し、その間に土地改良区の総代などの各種役職を経験し、温厚で物事を公平に判断できることから、人権擁護委員に適していることから推薦するものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

次に、御提案申し上げました諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

人権擁護委員の安藤寛和氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として齊藤建一氏の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する齊藤建一氏について御紹介を申し上げます。

齊藤建一氏は、大字三町605番地1に在住し、昭和24年5月4日生まれの現在61歳です。長年の教職経験を生かして、7年間にわたり集会所、子ども会の指導に当たられております。また、児童虐待や高齢者問題等に関心を持たれており、人権擁護委員に適していることから推薦するものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

次に、御提案申し上げました諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

人権擁護委員の塚本一郎氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として根岸修一氏の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する根岸修一氏について御紹介を申し上げます。

根岸修一氏は、大字七本木3492番地5に在住で、昭和24年12月27日生まれの現在61歳です。長年、児玉郡市広域消防本部に勤務され、退職後も消防・救急救命の経験を生かし地域活動に積極的に参加されております。また、人権問題に対する意識も高く、人権擁護委員に適していると考えられることから推薦するものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見をいただきたく、ここに提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 町長にちょっとお名前のことで、諮問第2号の今度町長が人権擁護委員に推薦なされる杉山さんのお名前なんですけれども、町長さん、ヨシコさんと読み上げたんですけれども。

〔「正しいんです」の声あり〕

8番（新井 實君） いいんですか。

〔「ヨシコと読むのが正しいんです」の声あり〕

8番（新井 實君） ヨシコさんと読むんですか。

〔「はい」の声あり〕

8番（新井 實君） わかりました。すみません、どうも。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定をいたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前9時45分休憩

午後2時30分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（伊藤 裕君） ただいま児玉郡市広域市町村圏組合より、広域組合議員の欠員に伴い

後任議員の選出依頼がありました。

お諮りします。

この際、児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行います。

日程第46 選挙第6号 児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙について

議長（伊藤 裕君） 日程第46、選挙第6号 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議員には、12番伊藤裕を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました12番伊藤裕を児玉郡市広域市町村圏組合議員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12番伊藤裕が児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選しました。

ただいま児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選しました12番伊藤裕に、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選しました12番伊藤裕より承諾及びあいさつを行います。

〔 12番 伊藤 裕君発言 〕

12番（伊藤 裕君） ただいまの選挙において当選いたしました伊藤です。

これから上里町議会の代表として、広域議会において努力をしております。引き続き議会の皆様の御支援をお願い申し上げまして、当選の承諾並びにごあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

日程の追加について

議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員の欠員に伴い、議会運営委員の選任についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

日程第47 議会運営委員会委員の選任について

議長（伊藤 裕君） 日程第47、議会運営委員の選任についての件を議題といたします。お諮りします。

議会運営委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において沓澤幸子議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、沓澤幸子議員を議会運営委員として選任することに決定しました。

日程の追加について

議長（伊藤 裕君） お諮りします。

ただいま納谷克俊議員外2名から意見書第5号 東日本大震災に伴う被災者支援と被災地復興のために迅速な対応を求める意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第5号 東日本大震災に伴う被災者支援と被災地復興のために迅速な対応を求める意見書(案)を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第48 意見書第5号 東日本大震災に伴う被災者支援と被災地復興のために迅速な対応を求める意見書(案)について

議長(伊藤 裕君) 日程第48、意見書第5号 東日本大震災に伴う被災者支援と被災地復興のために迅速な対応を求める意見書(案)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番納谷克俊議員。

[5番 納谷克俊君発言]

5番(納谷克俊君) 議席番号5番納谷克俊です。

意見書第5号 東日本大震災に伴う被災者支援と被災地復興のために迅速な対応を求める意見書(案)を次のとおり会議規則第14条の規定により提出しますということで、これより提案理由の御説明をさせていただきます。

3月11日午後2時46分に三陸沖を震源として発生いたしました東北地方太平洋沖地震に伴う被害というのは、関東大震災、マグニチュード7.9でありましたが、これを大きく上回る日本国内観測史上最大であり、また世界においても、1900年以降では4番目の大きな地震ということで、北は北海道から南は関東地方まで大きな被害をもたらしたわけでございます。警察庁の発表によりますと、死者、行方不明者は現時点で2万人を超え、被災地では大きな津波にまちが丸ごとのみ込まれるなどに甚大な被害を受けているところでございます。今でも日々テレビの放送などを見ましても、大変な状況の中で被災地の方々は暮らしており、またこの関東地方においても、燃料や食料品などがなかなか少なくなっているという状況で、それに加えて、福島第一原発においては、こちらの事故は極めて深刻でありまして、放射能汚染の問題も深刻な状況となっております。

こういった中、国、また自治体においては、とにかく全力で策を講じ、この日本の国難とも言ふべき事態に立ち向かっているというのが現状でございますが、被災者の方々における救援、またこれ以上の災害の防止等、現状ではなかなか進んでいないというのが私の感じるところでございます。

そこで、上里町議会においては、今回の東日本大震災で被災された方々、またその御家族に深甚なる哀悼の意を表明いたしますとともに、被災者の迅速な支援、また災害の復興のために全力を傾注して取り組む、そういったことを考えておる次第でございます。

ところが、なかなか情報も混乱しておりまして、政府の発表も、報道で見るものともタイム

ラグがあるような感じもしておりますが、少しでも事態の重大さというものを皆さん感じていただきまして、政府におかれましては、また全国の都道府県、また自治体においても、また我々国民すべてが総力を挙げましてこの難題を克服すべく力を結集し、体制を構築し、行動されることを強く望むものであります。

ここで、以上のような理由から、意見書第5号 東日本大震災に伴う被災者支援と被災地復興のために迅速な対応を求める意見書を地方自治法第99条の規定により提出したいと思っております。

慎重御審議のほど御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。意見書提出の提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第5号 東日本大震災に伴う被災者支援と被災地復興のために迅速な対応を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 請願第4号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への加入に反対する請願書

陳情第4号 環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書の提出について

議長（伊藤 裕君） 日程第36、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託しております請願第4号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への加入に反対する請願書についての件、陳情第4号 環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書の提出についての件、以上2件については閉会中及び休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により委員長より報告を

求めます。

総務経済常任委員長納谷克俊議員。

〔総務経済常任委員長 納谷克俊君発言〕

総務経済常任委員長（納谷克俊君） 議席番号5番総務経済常任委員長の納谷克俊です。

平成22年12月定例会において総務経済常任委員会に付託となり、継続審査となりました請願第4号及び陳情第4号についての審査経過並びに審査結果を御報告いたします。

請願第4号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への加入に反対する請願書、陳情第4号 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書の提出についての審査は、閉会中の去る2月9日午前9時より、委員全員の出席をいただき、第1委員会室において開催いたしました。請願第4号と陳情第4号については、前回審査時同様、一括の審査とすることにいたしました。

初めに、請願提出者である埼玉県農民運動連合会上里農民連支部長の野本家六氏並びに埼玉県農民運動連合会長の立石昌義氏に出席いただき、詳細にわたる説明をいただいた後、質疑を行いました。続いて、陳情提出者である上里町農業委員会会長田村好郎氏並びに農業委員会事務局長に出席をいただき、同じく詳細にわたる説明及び質疑を行いました。

審査では、産業界の意見を参考にすべきとのことから、次回審査時に、地元でもあります児玉工業団地工業会の方に出席いただくことを確認して、委員会を閉じました。

2回目の審査については、今定例会会期中であります3月14日午後1時30分より、委員全員の出席をいただき、第1委員会室において開催いたしました。当初予定は、午前9時30分から児玉工業団地工業会の役員に出席をいただき、意見を伺う予定でありましたが、3月11日に発生した東北関東大震災の影響により委員会に出席できないということと、急遽、全員協議会を開催することとなったため、午後の委員会開催へと変更になりました。

審査においては、「工業会の意見を伺うことができない中で、審査結果を出すべきなのか」、「請願・陳情の内容は、あくまでＴＰＰに反対なのだから、反対の観点だけで結論を出せばよいのではないか」、「震災対策に追われる中、政府のＴＰＰ対策が見えてこない」などさまざまな意見が出され、委員間でも議論が行われた結果、児玉工業団地工業会の意見も聞いた上で結論を出しても遅くはないのではないかと意見が多くなりました。

その後、本請願・陳情についての採決を行った結果、全員一致で継続審査とすることとなりました。

よって、本委員会では、請願第4号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への加入に反対する請願書について継続審査とすること、陳情第4号 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書の提出についても継続審査とすることと決定いたしました。

以上で審査経過並びに審査結果報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 以上で総務経済常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

総務経済常任委員長にお尋ねしたいんですけども、当初予定していた審議が、このたびの地震のことで予定していた工業関係者の話を聞くことができなかったということは理解できるんですけども、このTPPの問題は、農業のことが非常に取りざたされていますけれども、農業はほんの一部でありまして、大きなあらゆる分野に関係する問題になっていると思います。経済関係者の方の意見を聞くという話の中で、小さな児玉工業団地の役員会の方の意見で決めていくということは、非常に狭い考え方なのかなというふうに私は思っています。

経済部門の幅広い話も聞く必要はもちろんあると思いますけれども、私は、今、大震災で食料の問題、本当に重大な問題が起きているわけでありまして、食料だけじゃなくて、あらゆる分野に影響してきます食品関係を伴う雇用の問題、政府の統計でも3,500万ぐらいの雇用が喪失されるおそれがあるというふうにも言っていますので、私は継続、いたずらに長引かせないで、早く採択してほしいというのはありますけれども、こういう地震等の中で、じっくり審査できなかったということも非常によくわかりますので、今後、落ちついた時点でじっくり審査していただけるのであれば、もう少し幅広い方々の話を踏まえた議論をしていただきたいなというふうに要望したいんですけども、いかがでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 総務経済常任委員長納谷克俊議員。

〔総務経済常任委員長 納谷克俊君発言〕

総務経済常任委員長（納谷克俊君） 5番納谷です。

沓澤議員の御要望におこたえしたいと思います。

おっしゃるとおり、農業部門というのは、このTPPの中では、日本にとっては非常に大きい問題ですけども、全体の経済連携協定等枠組みの中では、少ないほうの問題かもしれません。また、当委員会では、産業界の意見も聞きたいということで、とはいえ、地元上里町の我々住民のことを考えていくのが第一義かなと思っていますので、比較的地元に関係あります児玉工業団地工業会の方々から、産業界を代表しての御意見を伺おうということで進んでいった中、沓澤議員も御理解いただけましたようですけれども、ちょうど審査の直前といいますが、

数日前に地震のほうが起きてしまい、工場の操業等々も休み明けでかなり混乱している中で、またその目鼻も立たないということで、今定例会の間で審査をするのは難しいだろうと、また一般質問まで取りやめてやっている中で、落ちついた審査も当然できないという状況の中で、我々委員会としては、来ていただくということで声をかけておきながら、その中で聞かないで結論を出してしまうのもどうなのかと、やはりその話も伺いたいし、またやむを得ず継続というのは、皆委員の中で同じ気持ちでありますので、今回継続ということで、時間がある程度できたというわけでございますから、沓澤議員御指摘のとおり、今後また工業団地工業会の役員さんのみならず、できる限り幅広い意見を伺う中で、当委員会といたしましては、この請願並びに陳情の審査の結果を出していきたいなと、そのように思っておる次第でございます。御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

請願第4号及び陳情第4号の2件については、総務経済常任委員会の決定のとおり継続審査にすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

なお、総務経済常任委員長より、請願第4号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への加入に反対する請願書についての件、陳情第4号 環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書の提出についての件、以上の2件を会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について



議長（伊藤 裕君） 次に、議会運営委員長より次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

議長（伊藤 裕君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成23年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時55分閉会